

# 適正化事業フォローアップ研修会 新規許可事業者研修会

令和7年2月20日（木）

# 巡回指導結果に基づく 書類作成管理のポイントについて

## 運送事業の根幹は「**輸送の安全確保**」

### 貨物自動車運送事業法 第1条（目的）

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、**輸送の安全を確保**するとともに、**貨物自動車運送事業の健全な発達**を図り、もって**公共の福祉の増進**に資することを目的とする。

### 貨物自動車運送事業法 第15条（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、**絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない**。

## 貨物自動車運送事業法とは

トラック運送事業の運営を適正かつ合理的なものにするとともに、民間団体等による自主的な活動を促進することにより事業の健全な発展を図ることを目的として、平成2年12月施行。

## 適正化事業実施機関とは

- 貨物自動車運送事業法にもとづき創設
- 巡回指導・広報・啓発活動・苦情処理業務を実施

## 巡回指導とは

- おおむね2年に1回の周期で実施
- 法令改正の案内・帳票類の記入・管理方法等の説明
- 法令の遵守（コンプライアンス）状況の確認
- その他、質疑応答など

監査ではなく、法令遵守に関する「**会社の健康診断**」です

1

**特定の運転者に対して特別な指導を行っているか**

初任者の運転経歴証明書を取り寄せているか。初任者・高齢運転者教育を実施しているか

2

**整備管理者に所定の研修を受けさせているか**

整備管理者選任（前）後研修を期限内に受けさせているか

3

**特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか**

初任診断・適齢診断を受けさせているか

4

**運行管理者に所定の講習を受けさせているか**

運行管理者に基礎講習・一般講習を期限内に受けさせているか

5

**点呼の実施及びその記録、保存は適正か**

点呼を確実に実施しているか。その方法は適正か。記録は一年間保存しているか

皆様の会社に以下の4名が2024年の4月に入社することになりました。  
入社時の対応として何をすべきでしょうか？

※以下の方はすべてフルタイムの労働者です。

	年齢	経歴等
Aさん	22歳	2024年3月〇〇大学卒業
Bさん	65歳	2012年4月～2024年3月〇〇運送（株） （一般貨物自動車運送事業者）
Cさん	40歳	2017年4月～2020年5月▲▲運送（株） （一般貨物自動車運送事業者） 2017年6月～2024年3月〇〇商事（株）
Dさん	32歳	2023年4月～2024年3月◇◇運送（株） （一般貨物自動車運送事業者） 2023年12月1日に定期健康診断受診済
Eさん （派遣）	35歳	2024年2月に定期健康診断受診済

必要事項	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん
運転記録証明書					
雇入時健康診断					
<u>初任</u> 診断					
<u>適齡</u> 診断					
初任者教育					

## 事故歴の把握

「無事故無違反証明書」又は「運転記録証明書」等を取得し把握する  
\*口頭確認では不可！

## 雇入時健康診断

健康診断の受診結果を提出させる  
\*雇入れ前3か月以内の受診結果でも可

## 適性診断の受診

初めての乗務までに受診 「初任診断」 「適齢診断」 「特定診断」

## 特別な指導監督の実施

初めての乗務までに実施  
\*座学：（ ）時間以上 添乗指導：（ ）時間以上





整理番号		2000123456 P789-0	
福谷 太郎 様			
運転記録証明書			
申請者	氏名	福谷 太郎	
	生年月日	昭和 56 年 7 月 8 日生	
	免許証番号	5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
証明事項	行政処分の前歴	1 回	累積点数 2 点
	年月日	内容	
	平成〇年〇月〇日	携帯電話使用等	
			2 点
	備考		
平成〇年 4 月 4 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。			
平成〇年 4 月 4 日			
自動車安全運転センター 愛知県事務所			

➤ 雇い入れ時に**必ず取得!**

「**無事故無違反証明書**」又は  
「**運転記録証明書**」等により、

過去( )年間の事故歴を初めての乗務までに把握

トラックセーフティーラリーで  
発行されたものは**使えません!**

取得方法は...

自動車安全運転センター  
で検索



愛知県事務所は  
運転免許試験場内（名古屋市天白区）にあります

様式第5号(第51条関係)(1)

健康診断個人票(雇入時)

氏名	生年月日		年 月 日		健康年月日		年 月 日	
	性 別	男	女	年 齢	歳			
業 務 歴	血 圧 (mmHg)		貧 血 検 査		血 色 素 量 (g/dl)			
既 往 歴	赤 血 球 数 (万/mm <sup>3</sup> )		肝 機 能 検 査		G O T (IU/l)			
	γ - G T P (IU/l)		血 中 脂 質 検 査		LDLコレステロール (mg/dl)			
自 覚 症 状	HDLコレステロール (mg/dl)		血 糖 検 査 (mg/dl)		尿 検 査		糖	
	トリグリセライド (mg/dl)		尿 検 査		糖		- + + + + +	
他 覚 症 状	心 電 図 検 査		たん 蛋 白		糖		- + + + + +	
	B M I		そ の 他 の 法 定 検 査		そ の 他 の 検 査			
腹 囲 (cm)	視 力		右 ( )		左 ( )		そ の 他 の 検 査	
視 力	聴 力		右 1000Hz		1 所見なし 2 所見あり		医 師 の 診 断	
	4000Hz		1 所見なし 2 所見あり		健康診断を実施した医師の氏名 (㊦)		医 師 の 意 見	
聴 力	左 1000Hz		1 所見なし 2 所見あり		健康診断を実施した医師の氏名 (㊦)		意 見 を 述 べ た 医 師 の 氏 名 (㊦)	
	4000Hz		1 所見なし 2 所見あり		健康診断を実施した医師の氏名 (㊦)		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断	
胸部エックス線検査	直 接 間 接 撮 影 年 月 日		意 見 を 述 べ た 医 師 の 氏 名 (㊦)		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断 を 実 施 し た 歯 科 医 師 の 氏 名 (㊦)	
フ ィ ル ム 番 号	No.		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断 を 実 施 し た 歯 科 医 師 の 氏 名 (㊦)		歯 科 医 師 の 意 見		意 見 を 述 べ た 歯 科 医 師 の 氏 名 (㊦)	
備 考								

備 考

- 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- BMIは、次の算式により算出すること。  

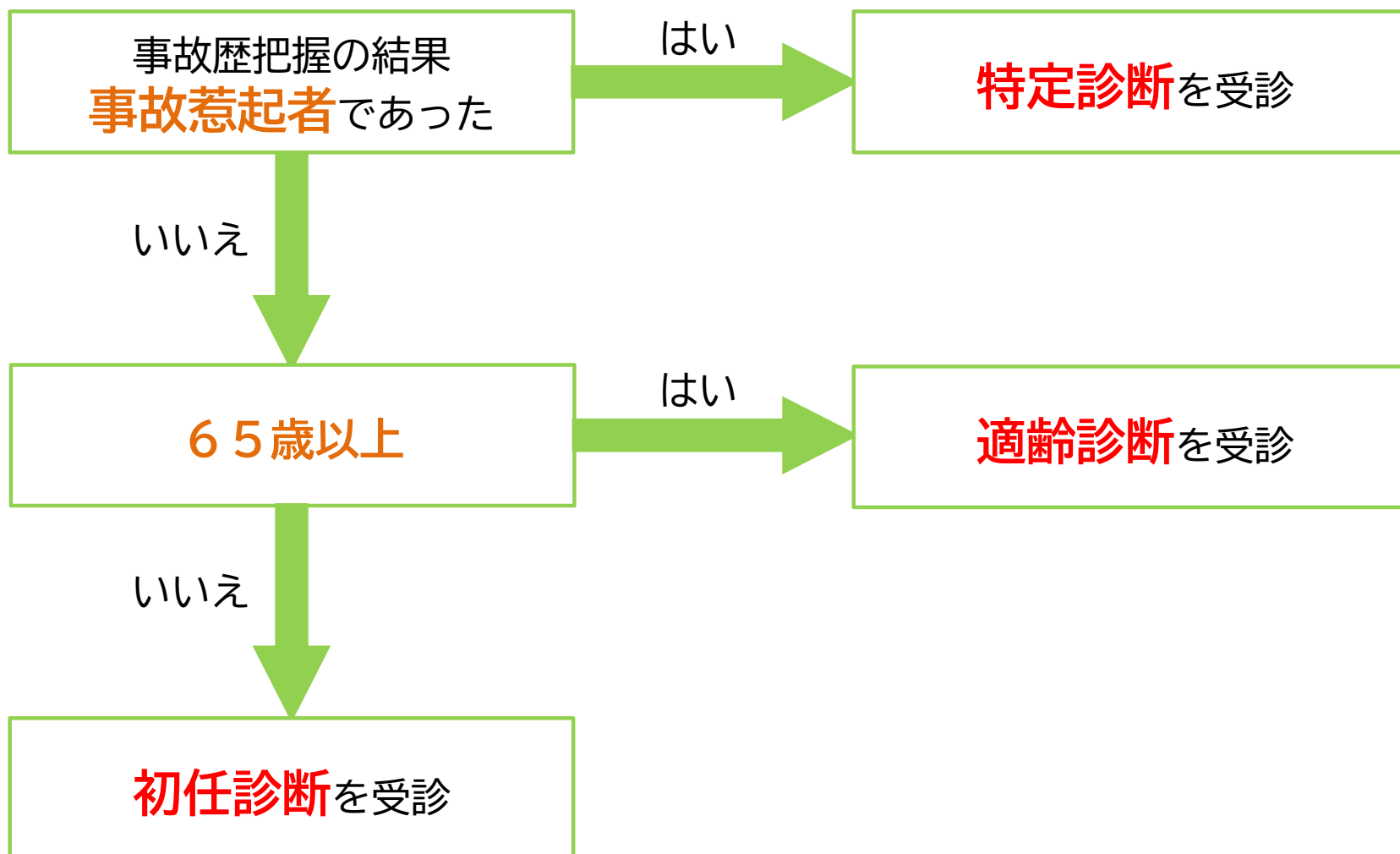
$$BMI = \frac{\text{体 重 (kg)}}{\text{身 長 (m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

## ➤ 雇い入れ時に必ず受診！

- ① 既往症及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

✓ 雇い入れ前 ( ) か月以内の  
受診結果でも可

## 初任運転者＝初任診断とは限りません





## 初任診断

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない者



## 適齢診断

適齢診断 を65歳に達した日以後1年以内（65歳以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に1回受診させ、その後（ ）年以内ごとに1回受診させる


## 特定診断

### ➤ 特定診断Ⅰ

- ① 死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者
- ② 軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者

### ➤ 特定診断Ⅱ

- 死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者
- \*当該事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に受診




人秘

平成 00年 4月 15日  
名古屋-0000  
2038:5010190000

## 適性診断票

(初任診断)  
(指導要領添付)

(株)愛知みよしロジスティクス  
ウキガイ タロウ 殿




独立行政法人  
自動車事故対策機構

平成00年4月15日にウキガイ タロウ 殿が受診なさった「初任診断」の結果は次のとおりです。安全運転のためにご活用ください。

[1] 総合所見  
(1) 運転傾向

- 良い点が認められた項目
  - 判断・動作のタイミング (99点)
  - 動作の正確さ (97点)
  - 注意の配分 (81点)
- 運転時に注意していただきたい点
  - 急加速、急減速を少なくして、エコ運転を心がけましょう (31点)

[2] 運転傾向についての診断結果

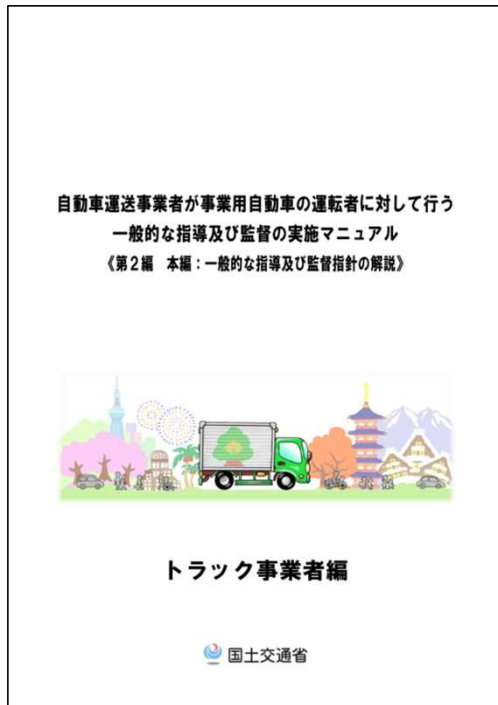


グラフの見方：円の外側へいくほど状態が良好です。着色された項目については特に注意が必要です。

適性診断の結果判明した**運転者の運転行動の特性**を踏まえ、運転者と話し合いをしつつきめ細やかな指導を実施することが必要

- **初任運転者**  
事業用自動車の安全な運転に関する**自らの技能及び知識**の程度を把握させる
- **高齢運転者**  
**加齢に伴う身体機能の変化**を自覚させる
- **事故惹起運転者**  
交通事故を引き起こした**運転行動上の要因**を自ら考える

この診断票の取扱いには特にご注意ください。 - 1/11 -



## 一般的な指導及び監督内容

### 1 2項目を全て実施

(座学及び一部実車を用いた指導)

**15時間以上**

実際に事業用自動車を運転させ  
安全な運転方法を指導

**20時間以上**

※当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に  
他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。

## ➤ 記録とともに資料も保存！

【3年間保存】

(公社)全日本トラック協会 参考様式  
「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)(平成29年3月改正)に対応

指導終了承認欄 年 月 日

項目	承認	項目	承認
講習実施	印	講習実施	印
講習時間	時間 分	講習時間	時間 分
講習内容		講習内容	

### 初任運転者教育指導記録簿

1. 運転者氏名	
2. 所属営業所	
3. 採用年月日	年 月 日
4. 雇入時教習所受診年月日	年 月 日
5. 適性診断(初任)受診年月日	年 月 日
6. 運転者選任年月日	年 月 日
7. 生年月日(選任時年齢)	年 月 日 ( 歳)
8. 運転免許の種類	普通(現行)・5トン限定準中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・けん引・( )
9. 運転免許の取得年月日	基礎的免許：普通・準中型：年 月 日 最上位免許：( )：年 月 日
10. その他の資格	フォークリフト技能講習修了・玉掛け・はい作業・小型移動式クレーン・( )
11. 指導時間の内訳	(1) 座学指導・実車指導 時間 分 ← 様式1の合計 (2) 外部研修施設で受講した座学講習 時間 分 合計 時間 分 (15時間以上)
※外部研修施設実施分については、カリキュラム及び終了証等を添付	(1) 安全運転の実技の指導 時間 分 ← 様式2の累計 (2) 外部研修施設(自動車教習所等)での実習 時間 分 合計 時間 分 (20時間以上)
12. 運転者の署名(指導終了後に記入)	上記の通り指導を受けました。 年 月 日 氏名 (自署・捺印)

<安全運転の実技の指導に際しての注意事項>

(1) 高速道路、坂道、陥路、及び市街地等実際に運行する可能性のある経路において、道路、交通、時間帯及び天候を踏まえて指導すること。

(2) 指導を20時間以上実施しても、安全な運転を行えたと判断できない場合は、安全を確認できるまで継続して指導を行うこと。

(12031701) (12031701) (12031701) (12031701) 3031701)

指導記録簿



## 指導及び監督の指針に基づく資料

運転日報

項目	内容	単位	備考
出発時刻	06:00	時刻	
到着時刻	18:00	時刻	
走行距離	100km	km	
燃料消費量	10L	L	
乗客乗員数	10人	人数	

運転日誌

時刻	内容	備考
06:00	出発	
07:00	走行	
08:00	走行	
09:00	走行	
10:00	走行	
11:00	走行	
12:00	走行	
13:00	走行	
14:00	走行	
15:00	走行	
16:00	走行	
17:00	走行	
18:00	到着	

運転日報・チャート紙

運転日報・チャート紙

## 高齢運転者に対する特別な指導

適性診断の結果を踏まえ、**加齢に伴う身体機能の変化**の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について**運転者が自ら考えるよう**指導する

## 事故惹起運転者に対する特別な指導

- ① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
- ② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤ 危険の予測及び回避
- ⑥ 安全運転の実技

①～⑤について  
合計**6時間以上**実施

⑥について  
**可能な限り実施**することが望ましい



## 運行管理者一般講習

- 運行管理者として新たに選任された者  
⇒ 選任された（ ）までに受講
- その後は（ ）年度ごとに1回受講

指導講習の修了証明	
講習種別・修了年月日	講習実施者・証明印
基礎・一般（貨物） 平成 年 月 日	
愛ト協 2022第0000号(貨物) 基礎 2022年11月 2日(貨物)	一般社団法人 愛知県トラック協会 会長 
	

## 整備管理者選任後研修

- 整備管理者として新たに選任された者  
⇒ 選任された（ ）までに受講
- その後は（ ）年度ごとに1回受講

令和 年度整備管理者研修修了証
氏 名 _____
所属事業者名 _____
年 月 日
中部運輸局愛知陸運支局

	前回受講年月日等	受講期限
運行管理者A	今年度（2024年度）選任	
運行管理者B	2023年1月11日	
整備管理者C	今年度（2024年度）選任	
整備管理者D	2022年11月20日	

## 点呼記録

業務前点呼確認事項				業務後点呼報告確認事項			
①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ③日常点検の結果 ④その他必要な事項(服装・免許証・非常信号用具・業務上必要な帳票類等  ※注)				①酒気帯びの有無 ②自動車、道路および運行の状況 ③その他必要な事項(積載物の異常の有無・鍵の返納・運転日報と運行記録誌の点検等  ※注)			

注意指示事項		検知器の機能の状況	
		良・否	

運行管理者はアルコール検知器を常時有効に保持する義務があり、定期的に機能が有効かチェックすることが求められる。

令和 年 月 日 曜日 天候				運行管理者				補助者				
車番	氏名	業務前点呼確認結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	点呼執行者印	業務後点呼報告結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	交替運転者に対する通告	点呼執行者印
1				対面	有・無				対面	有・無		
2				対面	有・無				対面	有・無		
3				対面	有・無				対面	有・無		
4				対面	有・無				対面	有・無		
5				対面	有・無				対面	有・無		

**対面点呼が大原則！**  
(行先地での点呼を除く)

3				対面	有・無				対面	有・無		
4				対面	有・無				対面	有・無		
5				対面	有・無				対面	有・無		

令和 年 月 日 曜日 天候				運行管理者				補助者				
車番	氏名	業務前点呼確認結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	点呼執行者印	業務後点呼報告結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	交替運転者に対する通告	点呼執行者印
1				対面	有・無				対面	有・無		
2				対面	有・無				対面	有・無		
3				対面	有・無				対面	有・無		
4				対面	有・無				対面	有・無		
5				対面	有・無				対面	有・無		

令和 年 月 日 曜日 天候				運行管理者				補助者				
車番	氏名	業務前点呼確認結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	点呼執行者印	業務後点呼報告結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	交替運転者に対する通告	点呼執行者印
1				対面	有・無				対面	有・無		
2				対面	有・無				対面	有・無		
3				対面	有・無				対面	有・無		
4				対面	有・無				対面	有・無		
5				対面	有・無				対面	有・無		

※注 「その他必要な事項」の内容は、事例を参考に自社内で運行実態に応じて適宜設定するとよい。 1年保存

### ➤ 下記項目をもれなく実施・記録

- ① 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- ② 乗務する自動車の登録番号  
その他自動車を識別できる記号・番号
- ③ 点呼の日時
- ④ 点呼の方法  
(アルコール検知器使用の有無、対面でない場合は具体的方法)
- ⑤ 酒気帯びの有無
- ⑥ 運転者の  
疾病、疲労、睡眠不足等の状況〔業務前〕  
交代運転者に対する通告〔業務後〕
- ⑦ 日常点検の状況〔業務前〕  
交代運転者に対する通告〔業務後〕
- ⑧ 指示事項〔業務前〕
- ⑨ その他必要な事項

## 点呼記録

業務前点呼確認事項	業務後点呼報告確認事項
①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ③日常点検の結果 ④その他必要な事項(服装・免許証・非常信号用具・業務上必要な帳票類等 ※注)	①酒気帯びの有無 ②自動車、道路および運行の状況 ③その他必要な事項(積載物の異常の有無・鍵の返納・運転日報と運行記録誌の点検等 ※注)

### 注意指示事項

左折巻き込みに注意する

\*1366号指導項目を参考にすると良い、“指示事項一覧”を作成し番号で記入も可

検知器の機能の状況

良・否

運行管理者はアルコール検知器を常時有効に保持する義務があり、定期的に機能が有効かチェックすることが求められる

令和 6年 4月 1日 月曜日 天候 晴れ

運行管理者

新開 四郎

新開

補助者

西洞 五郎

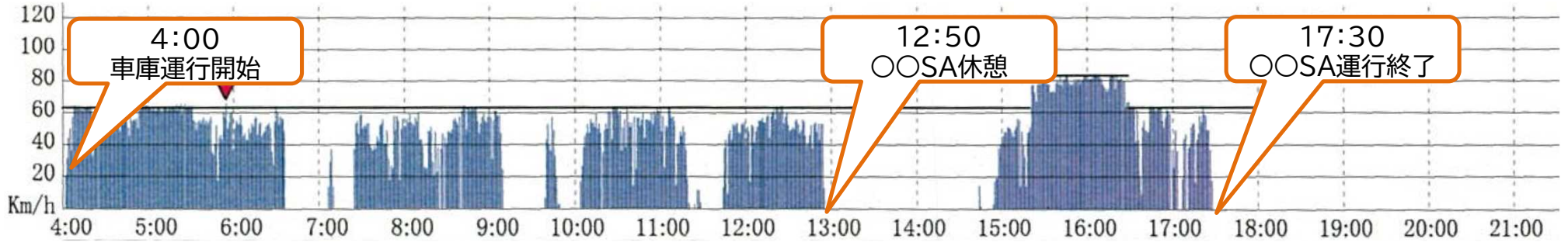
西洞

車番	氏名	業務前点呼確認結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	点呼執行者印	業務後点呼報告結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	交替運転者に対する通告	点呼執行者印
1	1234 瑞穂一郎	良	7:11	対面 ( )	有・無 ( )	新開	異常なし	18:11	対面 ( )	有・無 ( )	異常なし	新開
2	5674 三好次郎	良	7:15	対面 ( )	有・無 ( )	新開	異常なし	18:30	対面 ( )	有・無 ( )	異常なし	西洞
3	9101 福谷三郎	良	15:15	対面 ( )	有・無 ( )	西洞	異常なし	4月2日 2:15	対面 ( )	有・無 ( )	異常なし	新開

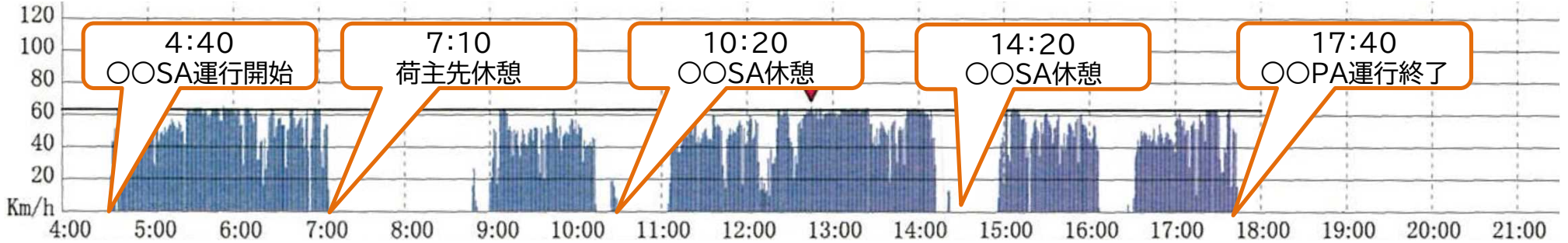
セルフ点呼は不可、点呼の実施回数の3分の1以上は運行管理者が実施

次の運行について点呼のタイミング・方法を教えてください。  
ただし、必要最低限の点呼回数で構いません。

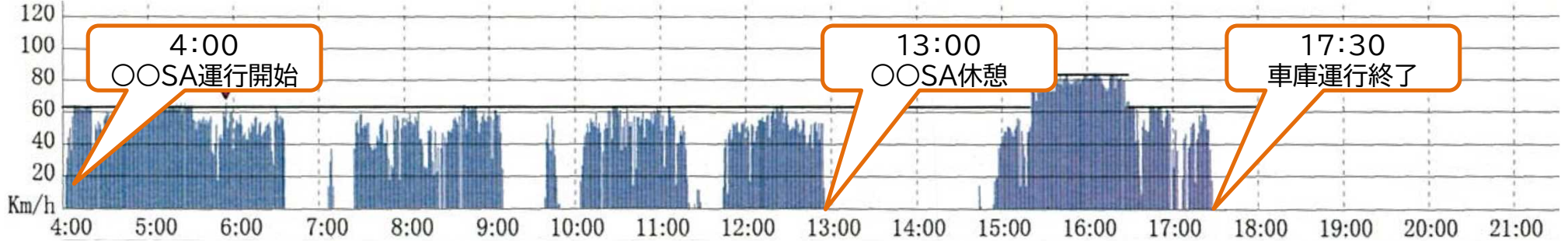
・ 1日目



・ 2日目



・ 3日目



車番	氏名	業務前点呼					中間点呼					業務後点呼					
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項	点呼執行者	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項	点呼執行者	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	報告確認事項	交代運転者に対する通知	点呼執行者
1234	みよし太郎		対面 TEL	有	無			対面 TEL	有・無				対面 TEL	有	無	なし	
1234	みよし太郎		対面 TEL	有	無			対面 TEL	有	無			対面 TEL	有	無	なし	
1234	みよし太郎		対面 TEL	有	無			対面 TEL	有・無				対面 TEL	有	無	なし	

## 点呼記録

令和 年 月 日 ( ) 天候

運行管理者	Ⓜ
運行管理補助者	Ⓜ

検知器の機能の状況	良・否
-----------	-----

運行管理者はアルコール検知器を「常時有効に保持する」義務があり、定期的に機能が正常かチェックすることを求められる。

注意・指示事項	業務前点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ③日常点検の結果 ④その他必要な事項 (服装・携行品の有無等) ※注	中間点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病・疲労・睡眠不足等の状況	業務後点呼報告確認事項 ①酒気帯びの有無 ②自動車、道路および運行の状況 ③その他必要な事項 (積載物の異常の有無・鍵の返納等) ※注
---------	--	---	---

車番	氏名	業務前点呼							中間点呼					業務後点呼							備考						
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項				点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項		点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	報告確認事項			交代運転者に対する通知	点呼執行者印				
			対面 ( )	有・無							対面 ( )	有・無						対面 ( )	有・無								
			対面 ( )	有・無							対面 ( )	有・無						対面 ( )	有・無								

- **業務前・業務後の点呼がいずれも対面で実施できない場合に必ず実施!**  
 (乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行う)

### 【運行例】 2泊3日運行の場合

- |     |                |                |
|-----|----------------|----------------|
| 1日目 | 〔業務前〕 対面       | 〔業務後〕 電話 (行先地) |
| 2日目 | 〔業務前〕 電話 (行先地) | 〔中間〕 電話 (行先地)  |
| 3日目 | 〔業務前〕 電話 (行先地) | 〔業務後〕 対面       |

## 運行指示書とは

業務前点呼・業務後点呼の両方が**いずれも対面で行うことができない乗務を含む運行ごとに作成**し、運転者に対して適切な指示を行い、及びこれを**当該運転者に携行**させなければならないもの

= **中間点呼が必要な運行**

### ➤ 下記項目を漏れなく記載

- ① 運行の開始及び終了の地点及び日時
- ② 乗務員の氏名
- ③ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置
- ⑤ 乗務員の休憩地点及び休憩時間  
(休憩がある場合に限る)
- ⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点  
(運転又は業務の交替がある場合に限る)
- ⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項

- ① 運行指示書を**2部**（正副）作成
- ② 運転者に正本を渡す  
(副本は営業所で管理)
- ③ 運行終了後、正本を**運転者から回収**
- ④ **正副ともに運行終了から1年間保存**

## 運行途中に内容変更が生じたら

運行管理者：運行指示書の写しに変更内容を記載し電話その他の方法により、変更内容について適切な指示を行う

運 転 者：携行している運行指示書に変更内容を記載

## 運行指示書が不要な運行途中、指示書が必要な運行に変更になったら

例) 日帰りや1泊2日運行の予定が、運行途中に2泊3日以上 of 運行に変更  
\*分割休息を伴う1泊2日運行も含む

運行管理者：運行指示書を作成し、電話その他の方法により適切な指示を行う

運 転 者：指示を受けた内容について、**運転日報に記載**

## 運転者台帳 (労働者名簿)

事業者名:		年 月 日 作成		No.			
ふりがな	性別	健康状態					
氏名	男・女						
生年月日	年 月 日	運転者区分	① 常時 ② その他				
雇入年月日	年 月 日 雇入	選任年月日	年 月 日				
業務の種類	電話番号 ( ) -						
現住所			年 月 撮影				
運転免許証関係	免許の種類	取得年月日	免許の種類	取得年月日	免許の種類	取得年月日	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	免許証番号		
		年 月 日		年 月 日			
	有効期限				免許条件		
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで			
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで			
違反履歴	違反年月日	違反内容					
	年 月 日						
	年 月 日						
事故履歴	発生年月日	登録番号	人身事故	物損事故	有責・無責	処理方法	事故記録簿No.
	年 月 日						
	年 月 日						
適性診断	受診年月日	受診区分		受診年月日	受診区分		
	年 月 日	初任・一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		
	年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		
	年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		
指導教育	実施年月日	指導教育内容		実施年月日	指導教育内容		
	年 月 日			年 月 日			
	年 月 日			年 月 日			
	年 月 日			年 月 日			
解任	運転者でなくなった日付	理由					
	年 月 日	退職・職種変更・転任・その他( )					
履歴	学 歴			職 歴			
	年 月 日				年 月 日		
保険関係	種類	加入年月日	保険記号・番号	種類	加入年月日	保険記号・番号	
	健康保険	年 月 日		雇用保険	年 月 日		
	厚生年金	年 月 日		労働保険	年 月 日		
退職	年 月 日	退職事由(退職事由が解雇の場合はその理由、死亡はその原因)					
	年 月 日	死亡					

3年保存

### ➤ 下記の項目を漏れなく記入

- ① 作成番号及び作成年月日
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 運転者の氏名、生年月日、住所
- ④ 雇入れ年月日、選任年月日
- ⑤ 運転免許に関する事項
- ⑥ 事故又は道路交通違反の概要
- ⑦ 運転者の健康状態
- ⑧ 運転者の指導教育状況及び適性診断の受診状況
- ⑨ 運転者の写真

- ✓ 派遣等で雇用している運転者も作成
- ✓ たまにしか乗務しない人も作成



表面

## 運転日報

太枠内は法定記載事項であり、必ず記載すること。

ただし、大型車以外は、@記号の欄のみ記載すればよい。

（大型車とは、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の車両をいう。）

社長	統括運行管理者	運行管理者	補助者
Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ

以下の各項目について、タコグラフにその旨を記入した場合は、日報への記入は省略できる

令和	年	月	日 ( )	運転者氏名@	車両番号@	最大積載量	kg	
	日時@	場所@	走行距離計		休憩・仮眠@	時間@	場所(注)@	
乗務開始(出庫)@	:		乗務開始時(出庫時)	km		:	~	:
乗務終了(入庫)@	:		乗務終了時(入庫時)	km		:	~	:
乗務(稼働)時間			総走行距離@	km	:	~	:	

(注) 休憩仮眠場所は、市区町村(有料道路はP/A・S/A)名を記入

▲欄については、到着日時が指定されていない時、記載を省略してよい

### ➤ 下記項目を漏れなく記録

- ① 運転者の氏名
  - ② 乗務した自動車の登録番号その他自動車を識別できる表示
  - ③ 乗務の開始、終了の地点及び日時、経過地点及び乗務距離
  - ④ 運転者交替の地点及び日時
  - ⑤ 休憩、睡眠の地点及び日時
  - ⑥ 貨物の積載状況
  - ⑦ 荷待ち時間等に関する内容
  - ⑧ 荷役作業等に関する内容
  - ⑨ 事故又は著しい遅延その他の異常な事態が発生した場合、その概要及び原因
  - ⑩ 運行途中に運行指示書の新たな作成が必要な運行に変更となった場合、その指示内容
- 〔車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上の普通自動車に乗務した場合〕

違反事項が認められた場合、  
管理者の確認時に指導教育し  
適切に管理活用を図る

## ➤ 記録義務車両

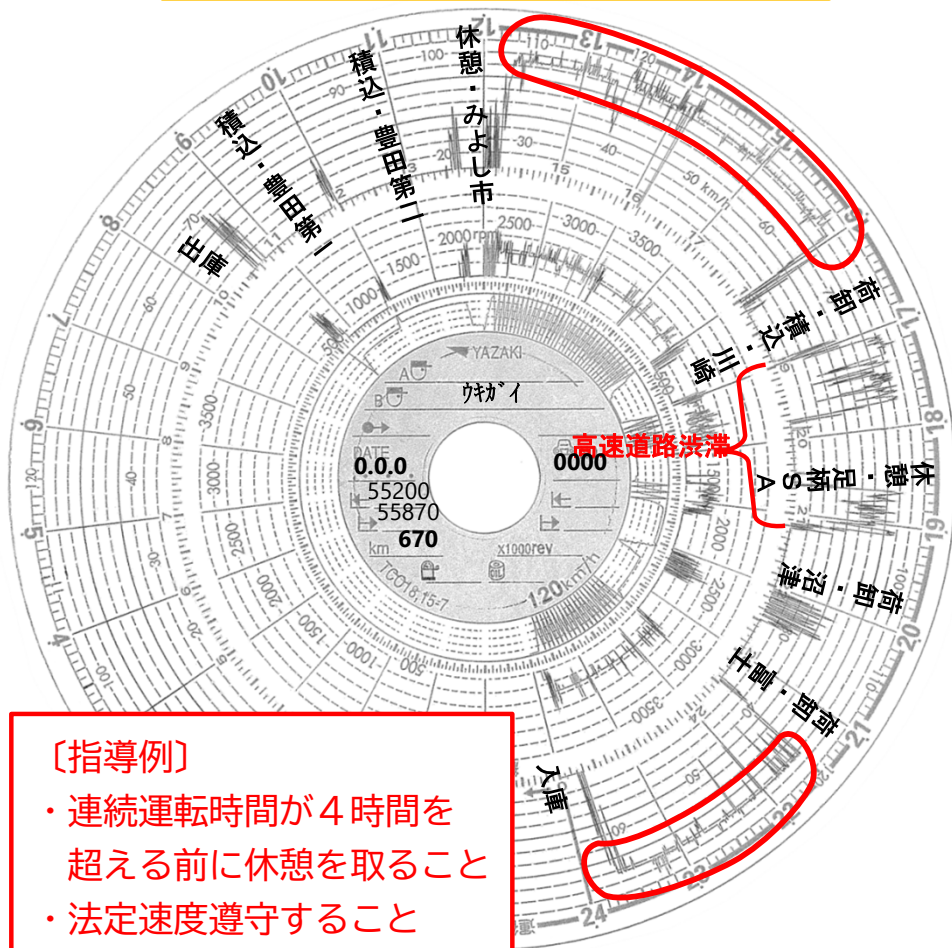
- 車両総重量7 t 以上 又は
- 最大積載量4 t 以上の普通自動車

## ➤ 運転者の乗務について下記項目を記録

- 事業用自動車の瞬間速度  
運行距離及び運行時間

## ✓ 乗務記録（運転日報）に記録すべき事項 について、運行記録計への記録でも可

※ただし、運行記録計によって記録された  
事項以外の事項は漏れなく付記すること

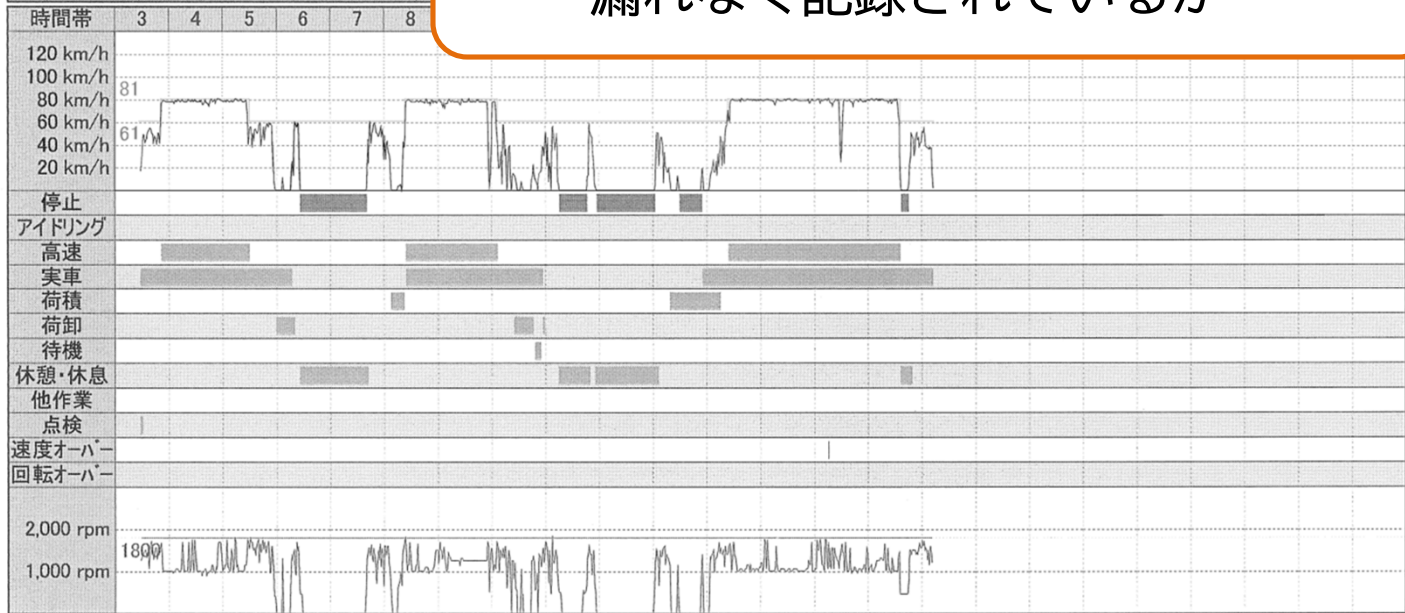


### 〔指導例〕

- ・ 連続運転時間が4時間を  
超える前に休憩を取ること
- ・ 法定速度遵守すること
- ・ 速度にムラのない運転に  
心がけること

株式会社 営業所										P01 [2.1.0.0000C] 出力日14/08/29		営業所所長 統括管理者 運行管理者		
運転日報										掘田				
日報番号	14009900009999	乗務員	10990099	出庫メータ	328,488.06	出庫日時	2014/08/28 03:29	走行時間	11:12	安全	経済	総合	燃費	CO2
運行日	2014/08/28 (木)	車両	00100555 名古屋100か0000	入庫メータ	329,062.29	入庫日時	2014/08/28 18:13	アイドル時間	0:00	A	A	A	-	-
天候		車種	トラック	走行距離	574.23	稼動時間	14:44	停止時間	3:31	100.0	100.0	100.0	-	-
				実車/空車距離	541.54/ 32.69	一般/高速/専用道距離	82.30/ 491.93/ 0.00							
No	作業	住所・集配先	着日時	発日時	作業時間	走行時間	アイドル時間	所要時間	走行距離	品名	数量	積載状況	出社日時	28/03:29
1	出庫	車庫		28/03:29		0:00	0:00	0:00					退社日時	28/18:13
2	荷卸	市区町	28/05:59	28/06:20	0:21	2:51	0:00	2:29	153.68	製品	10,796		就業時間	14:44
3	休憩	市区町	28/06:27	28/07:42	1:15	0:07	0:00	0:06	4.99				荷積時間	1:10
4	荷積	市区町	28/08:08	28/08:22	0:13	0:40	0:00	0:26	12.83			○	荷卸時間	0:43
5	荷卸	市	28/10:25	28/10:46	0:21	2:24	0:00	2:02	129.60				待機時間	0:05
6	待機	市	28/10:49	28/10:54	0:05	0:07	0:00	0:02	0.62				点検時間	0:01
7	荷卸	市	28/10:58	28/10:58	0:00	0:04	0:00	0:04	0.91		13,250		休憩時間	3:13
8	休憩	市	28/11:15	28/11:49	0:34	0:19	0:00	0:16	5.65				休憩時間	0:00
9	休憩	市	28/11:56	28/13:05	1:09	0:07	0:00	0:06	2.50				他作業時間	0:00
10	荷積	市	28/13:19	28/14:15	0:56	0:43	0:00	0:13	5.72	製品		○	フェリー時間	0:00
11	休憩	一宮市町	28/17:36	28/17:49	0:13	3:23	0:00	3:20	247.11				荷積回数	2
12	入庫		28/18:13			0:24	0:00	0:24	10.62				荷卸回数	3
												数量計	24,046	
												重量計	0.000 t	
												Lv	1 2 3 4-	
												急発進・加速		
												急減速		
										給油量		通行料		
										タンク	0.000 L	現金	0 0 回	
										外部給油	0.000 L	ETC	3 回	
												法人カード	0 0 回	
										(距離)				
										合計	0.000 L	合計	3 回	
										入口IC	出口IC	金額	精算日時	
													28/05:29	
													28/10:06	
													28/17:35	

乗務記録に記録すべき事項が漏れなく記録されているか



時間帯	3	4	5	6	7	8
120 km/h						
100 km/h						
80 km/h						
60 km/h						
40 km/h						
20 km/h						
停止						
アイドルング						
高速						
実車						
荷積						
荷卸						
待機						
休憩・休息						
他作業						
点検						
速度オーバー						
回転オーバー						
2,000 rpm						
1,000 rpm						

指導及び監督の  
実施マニュアル で検索



自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う  
一般的な指導及び監督の実施マニュアル  
《第2編 本編：一般的な指導及び監督指針の解説》



トラック事業者編

## ➤ 下記の項目を毎年繰り返し実施

運転者に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示第1366号）に基づく教育内容

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

## 指導教育記録簿

No.

事業者名	(株)愛知みよしロジスティクス		営業所名	□□営業所	
実施年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (月)		17時00分 ~ 18時00分		
実施場所					
教育指導内容			実施者(職名)		
1	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項		運行管理者 〇〇〇〇		
2					
3					
4					
5					
※ 受 講 者 氏 名	1	福谷 太郎	11	21	
	2	瑞穂 一太郎	12	22	
	3	西洞 良	13	23	
	4	東 伸良	14	24	
	5	南 太輔	15	25	
	6	北山 和雄	16	26	
	7	豊田 緑	17	27	
	8		18	28	
	9		19	29	
	10		20	30	
受講者人数 合計			7 名		



II. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

本導では、運転者がトラックの運転の安全を確保するために守るべき交通ルールや安全確保の方法などについて整理しています。

指導においては、トラック運転者が守るべきルール等について説明するとともに、適切な運転方法による交通事故の実例を説明し、危険な運転についてのリスクを確保することが重要です。

【資料】【資料第1章2-②】

### 1. トラック運行に係る法令

指導のねらい

貨物運送事業を行うには、遵守すべき法令があります。運転者にとっても、遵守すべき事項が規定されていますので、法令について説明するとともに、遵守すべき事項を運転者と共有しましょう。

(1) 貨物自動車運送事業に係る法令

ポイント

貨物自動車運送事業に係る法令としては、「貨物自動車運送事業法」などの法律がありますが、これらの法律の概要、運転者が遵守すべきポイントの理解を促進するため、運転者とともに確認しましょう。

○法令としては、「貨物自動車運送事業法」「貨物自動車運送事業輸送安全規則」などがあります。

○運転者は、日時点検の実施・確認、運行前後の点検を受けなければならないことが必要です。

【解 説】

①「貨物自動車運送事業法」(国土交通省)

トラックによる運送事業を行う上での基本となる法律です。事業経営に係わる事項、輸送の安全確保に係わる事項、貨物自動車運送事業の適正化に係わる事項などが定められていることを周知しましょう。

これを知ろう！  
（一社）全国物流ネットワーキング協議会 H4\* では、法令体系の作成に力を入れています。  
① <http://www.kanrikyo.gr.jp/html/notice/notification/index.html>

●貨物自動車運送事業法 <http://www.e-gov.go.jp/html/data/H01/H01H0003.html>  
●貨物自動車運送事業輸送安全規則 <http://www.e-gov.go.jp/html/data/H02/H02H02F03010000022.html>

指導及び監督の指針に基づく資料

➤ 記録とともに資料も保存！

※ 受講者の直筆が望ましい。  
使用した資料の写しを添付すること

3年保存

様式第5号(第51条関係) (2) (表面)

健康診断個人票						
氏名	生年月日		年月日		雇入年月日	
	性別		男・女			
健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称						
業務歴						
既往歴						
自覚症状						

## 健康診断を

- 事業者は**実施する義務**
- 労働者は**受ける義務** がある！

貧血検査	血色素量 (g/dl)				
	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )				
肝機能検査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ-G T P (IU/l)				
血中脂質検査	LDLコレステロール(mg/dl)				
	HDLコレステロール(mg/dl)				
	トリグリセライド(mg/dl)				
血糖検査 (mg/dl)					
尿検査	糖	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +
	たん 蛋 白	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +
心電図検査					

## ➤ 1年以内毎に必ず受診

- ① 既往症及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

\* 事業主や役員も**運転者**であれば**必ず受診**

≪ 5年間保存 ≫

特定業務従事者に該当する場合  
年2回の健康診断（6ヶ月以内に1回）の受診が必要になります。

## 特定業務従事者とは

深夜業等の特定業務に従事する労働者のこと

## 深夜業とは

午後（ ）時から午前（ ）時までの間における労働のこと

\*過去6か月を平均して1か月あたり4回以上ある場合、深夜業の労働者に該当

## 特定業務従事者への対応

当該業務の配置換えの際及び6か月以内毎に1回、  
定期健康診断と同じ項目の健康診断を受診  
ただし医師の判断等で一部省略可

## ➤ 健康診断の結果は5年間保存

## ➤ アフターフォローが重要

「再検査」「精密検査」「要治療者」がいたら、**再検査・受診の指導**  
(口頭では受診放置につながるため、書面で記録をとることが望ましい)

対応例（「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」より）





## 一般貨物自動車運送事業者が公表すべき事項

輸送の安全に関する公表（情報公開）一覧	200 両以上	200 両未満 (※)	公表期限	
①行政処分内容及び措置内容	公表義務あり	公表義務あり	①は、行政処分後 3 年間	
②輸送の安全に関する基本的な方針			公表が望ましい	②～⑩については、 (公表開始) 毎事業年度の終了後 100 日以内 (公表終了) 次年度における公表を行うまで  (※) 車両数が 200 両未満の事業者の内、 100 両以上または営業所が 2 以上で ある事業者は、安全マネジメントの 実施に当たっての手引については、 別添 1「(安全管理規程義務付け事業者 等用)」を活用する。
③輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況				
④自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計				
⑤輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統				
⑥輸送の安全に関する重点施策及び計画				
⑦輸送の安全に関する予算等の実績額				
⑧事故、災害等に関する報告連絡体制				
⑨輸送の安全に関する教育及び研修の計画				
⑩輸送の安全に関する内部監査結果及び措置内容				
⑪安全統括管理者及び安全管理規程				

### ◆主な根拠法令◆

- ・ 輸送安全規則 第 2 条の 3 第 2 条の 8 第 10 条
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1091 号）
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 4 項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置（平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1092 号）

## 運輸安全マネジメント

2018年度(取組期間) (2018年4月1日～2019年3月31日)

事業者名 ○○運送株式会社 営業所名 ●●営業所

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

・輸送の安全はわが社の根幹

(記入例)

- ・安全運行はすべての業務に優先する
- ・安全運行はプロ運転者の社会的使命
- ・無事故無違反で安全輸送

### 2. 輸送の安全に関する目標 及び 目標の達成状況

事故形態	目標【当年度】	目標【前年度】	結果【前年度】	達成状況【前年度】	その他 輸送の安全に関する目標
人身事故	0 件以下	0 件	0 件	達成 / 未達成	・思いやり運転の励行 ・ながら運転の絶対禁止
物損事故	5 件以下	5 件	6 件	達成 / 未達成	

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計【前年度】

類型	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	死傷	危険物等	飲酒等	健康原因	暴走違反	車両故障	交通障害	その他	総件数
件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2

### 4. 輸送の安全に関する計画

実施項目	年間スケジュール												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 交通安全研修会の実施	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	実績	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
2 運転実技演習	計画			●					●				
	実績			○					○				
3 ヒヤリハット報告会	計画					●							●
	実績					○							○
4 ドライブレコーダーの導入	計画	●						●				●	
	実績	○						×				○	
5	計画												
	実績												

### 5. 行政処分情報 (行政処分を受けた日から3年間の公表)

I. 行政処分年月日	II. 行政処分内容	III. 処分に基づき講じた措置の内容
2018年4月1日	輸送施設の使用停止(20日車)	・運行管理体制の見直し ・運行管理者の増員(予定)
年 月 日		



一般社団法人 愛知県トラック協会



愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

- **取組期間**  
各事業者の事業年度単位で取り組む
- **輸送の安全に関する基本的な方針**  
取組期間における方針を定める
- **輸送の安全に関する目標及び達成状況**  
具体的な数値目標を設定  
(前年度の達成状況も漏れなく確認)
- **輸送の安全に関する計画**  
実施項目は現実的な内容を設定
- **公表方法**  
自社HPへの掲載  
事業所内で掲示

ポスターが必要な方は適正化事業部まで





10月31日(木)に新トラック会館竣工予定です  
TEL 0561-76-2006  
受付時間 08:45 - 17:15 [土・日・祝日除く]

一般の皆様 | 会員の皆様

- 協会の概要
- 新着情報
- 助成・融資
- 研修事業
- 適正化事業
- 陸災防
- 広報誌

## (一社) 愛知県トラック協会 令和6年度 適正化セミナー

会員限定  
無料

2024年  
11月 22日 金 13:00-16:00

場所: 名古屋市中小企業振興会館(歌上ホール) 7階【メインホール】  
愛知県名古屋市千種区歌上2丁目6-3

定員: 350名(先着順)  
※定員に達し次第締め切り

申込みは  
こちらから

第1部 13:00~13:25  
「運輸行政の取り組み状況について」  
講師: 国土交通省 中部運輸局 担当者 様

第3部 14:30~16:00  
「すべての疲労は脳が原因」  
— 会社のメカニズムと疲労回復・交通事故防止について —  
講師: 根本 修身 氏 (東京疲労・睡眠クリニック院長)  
※「ホンマでっか!!!」 「中居正広の土曜日なご」 「ひるおび」  
「朝は朝一モーニングショー」 「news zero」 など多数出演。

第2部 13:30~14:20  
「トラックの車輪脱落事故防止と  
タイヤの適正な管理について」  
講師: TOYO TIRE 株式会社 様

当セミナーに関するお問い合わせ先  
一般社団法人 愛知県トラック協会 適正化事業部  
☎ 0561-76-2242 (平日8:45~17:15)



上記QRコードからも  
アクセスできます



会員企業求人検索サイト



研修センターの講習予約申込について



会議・研修のご案内

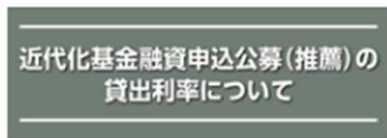
助成・融資について

セミナーの開催

各種帳票  
ダウンロード



軽油価格調査を掲載中



近代化基金融資の貸出利率



各種帳票類を  
ダウンロードして  
ご活用ください

## ➤ 下記の項目を記載して管理

- ① 自動車登録番号    ② 初度登録年月    ③ 形式    ④ 車名    ⑤ 車台番号    ⑥ 自動車の種別
- ⑦ 最大積載量        ⑧ 車両総重量        ⑨ 自動車検査証の有効期間
- ⑩ Nox・PM法使用車種規制に係る事項    ⑪ 基準緩和車両に係る事項及び配属営業所
- ⑫ 自賠責保険にかかる事項



最新の自動車検査証(車検証) + 自動車検査証記録事項の写しに自賠責保険の写しを添えて保管・管理することでもよい



## ➤ 定期点検整備実施計画等を作成し、状況を適切に管理

定期点検整備計画・実施表

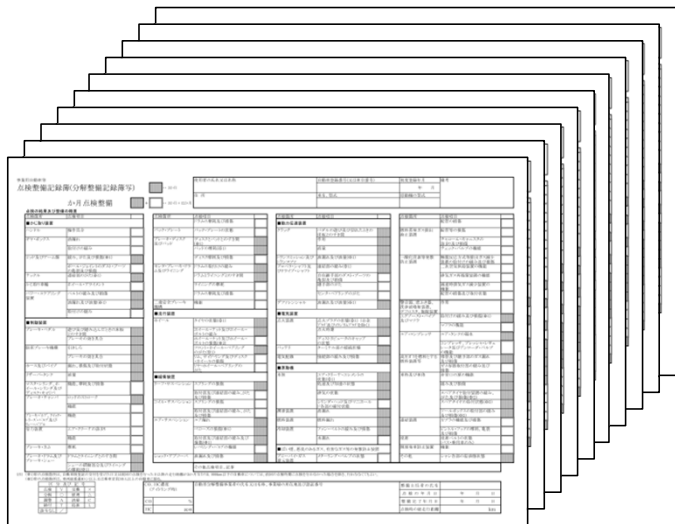
〇〇 年度 ( 年 月末時点)

No	車 番 (登録番号)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	名古屋 100 あ 1111	予定月	◎4日			○		○			○		
		実施日	1日			20日							
2	名古屋 100 い 2222	予定月			◎ 6日		○			○			○
		実施日			3日								
3	名古屋 100 う 3333	予定月		○			◎ 8日		○			○	
		実施日		25日									
4	名古屋 100 え 4444	予定月	○			○		◎10日			○		
		実施日		1日		11日							
5	名古屋 100 お 5555	予定月			○		○			◎12日			○
		実施日			9日								
6		予定月											
		実施日											
7		予定月											
		実施日											
8		予定月											
		実施日											
9		予定月											
		実施日											
10		予定月											
		実施日											
11		予定月											
		実施日											
12		予定月											
		実施日											

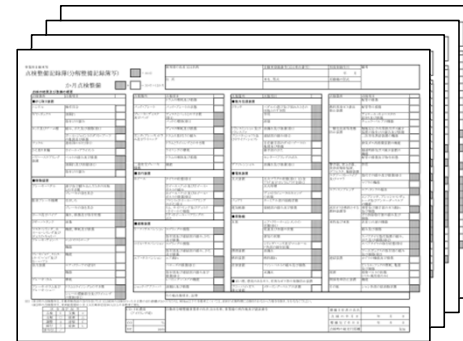
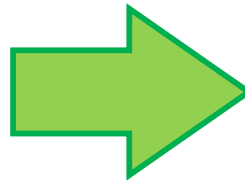
※ 予定月行には1 2ヶ月点検（車検）は◎印と期日、3ヶ月点検は○印を付し、完了したら実施した日付を記入する

## ➤ 点検整備記録簿は車両に備え付け、**写しを営業所に保存**

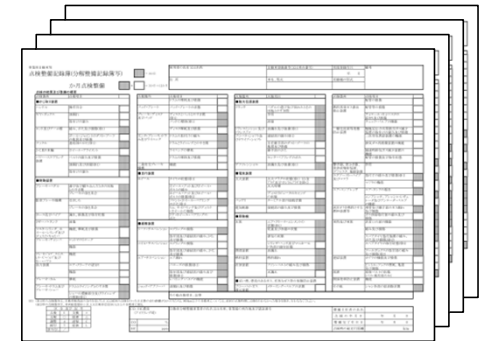
保存方法の例



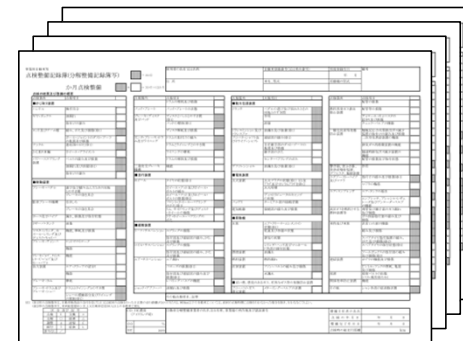
全車両分をまとめて  
日付順に保存



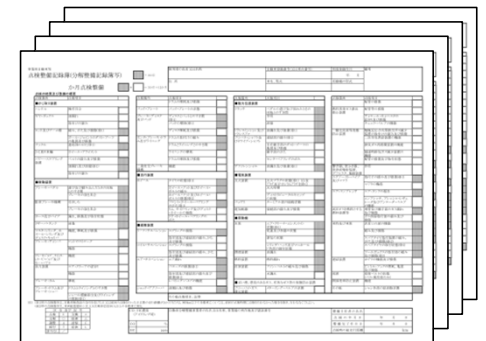
1111号車分



2222号車分



3333号車分



4444号車分

各車両について  
確実に1年分保存できているか？  
漏れが生じやすい！

**保存確認が容易にできる！**

## 日常点検表

登録番号又は車番 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

点検実施者(運転者) \_\_\_\_\_ 整備管理者 \_\_\_\_\_ (押印にて運行可の決定)

毎日実施する点検				自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行う点検			
順序	点検箇所	点検項目	良・否	順序	点検箇所	点検項目	良・否
運転席で①	ブレーキ・ペダル	踏みしろ		運転席で①	原動機(エンジン)	かかり具合、異音	
		ブレーキのきき				低速、加速の状態	
	駐車ブレーキレバー(パーキング・ブレーキレバー)	引きしろ(踏みしろ)			ウインド・ウォッシャー	噴射状態	
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合			ワイパー	拭き取りの状態	
エンジンルームで②	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		エンジンルームで②	ウインド・ウォッシャー・タンク	液量	
		◎ブレーキ・バルブ	排気音			バッテリー	液量
	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷			ラジエータなどの冷却装置	水量	
		空気圧			潤滑装置	エンジン・オイルの量	
車の周りで③	タイヤ	亀裂、損傷		ファン・ベルト	張り具合、損傷		
		異常な摩耗		車の周りで③	タイヤ	溝の深さ	
		※ディスク・ホイール取付け状態			◎ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングの間隙	
		ナット 緩み・脱落		◎ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		
	ボルト付近 錆汁		◎印は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検する。 ※印は、車両総重量8トン以上が対象。 ★印は、冬用タイヤ装着時に雪道等を走行する可能性がある場合に点検する。 点検し異常が無ければ、レ点。				
	ボルト突出不揃い、折損		点 検 の 順 序				
◎エア・タンク	タンク内の凝水						
運行中の異常箇所(前日又は前回)							
異常箇所の措置							

### ➤ 毎日実施する点検【左側】

1日1回、運行の開始前に必ず実施

### ➤ 適切な時期に行う点検【右側】

概ね1週間から10日に1回点検することが望ましい

### ➤ 冬用タイヤプラットフォームの点検

冬用タイヤ装着車両はメーカー推奨の使用限度まで摩耗していないかの点検を必ず実施



令和 年 月

## 被けん引車 日常点検表(大型車)

車番(登録番号)

1年保存

点検箇所	点検項目	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		曜日																																
ブレーキ	効き具合																																	
	◆ブレーキチャンバ	ロッドのストローク																																
	◆ドラムとライニング	隙間																																
駐車ブレーキレバー	引きしろ																																	
灯火装置・方向指示器	点灯・点滅具合・汚れ・損傷																																	
タイヤ	空気圧																																	
	亀裂・損傷																																	
	異常な磨耗																																	
	◆溝の深さ																																	
	★冬用の プラットホームの露出																																	
ディスク・ホイールの 取付け状態	ナット 緩み・脱落																																	
	ボルト付近 錆汁																																	
	ボルト突出不揃い、折損																																	
エア・タンク	タンク内の凝水																																	
運行中の異常箇所(前日または前回)																																		
異常箇所の措置																																		
点検実施者																																		
整備管理者印(押印にて運行可否の決定)																																		

◆印は、自動車の走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に行う点検。


★印は、冬用タイヤ装着時に雪道等を走行する可能性がある場合に点検する。

点検し異常がなければ、レ点。

## 事故の記録

No. \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 作成

乗務員の氏名			
自動車登録番号 <small>(または当該自動車を識別できる表示)</small>	事故の当事者 <small>(乗務員を除く)の氏名</small>		
発生日時と天候	令和 年 月 日 ( ) 時 分 天候		
事故の発生場所			
損害の程度	死者 名	重傷者 名	軽傷者 名
	物的損害 万円	車両の損害 万円	(大破・中破・小破)
発生概要			
現場の見取図 (注)			
事故の原因			
再発防止対策			

注:「現場の見取図」のみは、法的必須項目でない。

3年保存

### ➤ 下記の項目を漏れなく記入

- ① 乗務員の氏名
- ② 登録番号その他自動車を識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者（乗務員を除く）の氏名
- ⑥ 事故の概要（損害の程度を含む）
- ⑦ **事故の原因**
- ⑧ **再発防止対策**

## 自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

- |   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| <p>①-(1) 転覆事故<br/>自動車は道路上において35度以上傾斜したとき</p>   | <p>①-(2) 転落事故<br/>自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき</p>  | <p>② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの</p>                          | <p>③ 死傷事故<br/>死者又は重傷者を生じたもの（14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害）</p>  |
| <p>①-(3) 火災事故<br/>自動車又は積載物が火災を起こしたとき</p>   | <p>①-(4) 接触事故<br/>鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの</p>             | <p>④ 10人以上の負傷者を生じたもの</p>                                 |  |
| <p>⑤ 積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防法第2条第7項に規定する危険物（塩酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物質、硫酸塩類等）</li> <li>火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類</li> <li>高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス（常用の温度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）等）</li> <li>原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物</li> </ul>  | <p>⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの</p>                         | <p>⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの</p>            |  |
|   | <p>⑧ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの</p>       | <p>⑨ 救護義務違反があったもの</p>                                   |  |
| <p>⑩ 車両故障に起因する事故<br/>（自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置）の故障により自動車の運行ができなくなったもの）</p>   | <p>⑪ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）</p>         | <p>⑫ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの</p>  | <p>⑬ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの</p>   |
| <p>⑭ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したものの</p>  |  |   |  |

➤ 左記の事故を引き起こした場合  
**30日以内**に自動車事故報告書を提出

➤ 下記の事故の場合、**速報**として**24時間以内**にできる限り速やかに報告

- 2人以上の死者を生じたもの
- 5人以上の重傷者を生じたもの
- 10人以上の負傷者を生じたもの
- 自動車に積載された危険物等の全部
- 若しくは一部が飛散し又は漏えいしたもの
- \* 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突、若しくは接触したことにより生じたものに限る。
- 酒気帯び運転を伴うもの
- その他国土交通大臣が報告を指示したもの

- 運転者の疾病により運転を継続することができなくなったもの
- 自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置）の故障により運行ができなくなったもの

別表2 運転者の健康状態に起因する事故等の調査事項表

1 事業者	(1) 氏名又は名称及び住所	3 当該運転者に関する事項	(1) 健康診断の受診状況
	(2) 営業所の名称及び住所		(2) ①健康診断の受診状況
	(3) 事業の種類		(2) ②要注意事項精密診断の状況
	(4) 営業所の運転者数及び車両数		(2) ③加療の状況
2 事故等の概要	(1) 発生年月日	4 当該事業者所属運転者に係る事項	(2) ①最近1カ月間の勤務状況
	(2) 発生場所		(2) ②乗務調整等勤務上の配慮の状況
	(3) 道路の状況		(3) 当日の点呼執行者及び関係者の所見等
	(3) ①道路名	5 当該事業者における健康状態に起因する事故防止対策の現状と今後の改善	(1) 健康管理の指導状況
	(3) ②幅員		(2) 健康上の要注意者の状況
	(3) ③勾配		(3) 健康上の要注意者に対する管理状況
	(3) ④道路の形態等		(4) 健康上要注意者の勤務における配慮の状況
	(4) ①登録番号	6 当該事業者における同種事故の発生状況(過去3年間)	
	(4) ②車名		
	(4) ③型式		
	(4) ④年式		
	(5) ①氏名		
	(5) ②年齢		
(5) ③経年数			
(5) ④採用年月日			
(5) ⑤選任年月日			
(6) 事故の状況			
(7) 損害			
(8) 推定原因			
(9) 事故処理の状況			

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証の有効期間	年 月 日まで	
使用開始後の総走行距離	k m	
最近における大規模な改造	内 容	
	施行期日	年 月 日
	施行者	
破損又は脱落部品名		
同上部品の名称	前 後	
	左 右	
当該部品を取付てから事故発生までの走行キロ	k m	
当該部品を含む装置の整備及び改造の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
破損又は脱落の状況(略図又は写真)		
当該部品の製作者(不明な場合は販売者)の氏名又は名称及び住所		
疲労又は急進破壊の別		
材質、加工、設計等に対する意見		

**\*発生した場合、自動車事故報告書に上記書類を追加し提出**

## ➤ 改善基準告示とは

自動車運転者について**労働時間等の労働条件の向上を図る**ため、一般労働者とは異なる拘束時間や運転時間、休息期間等の特別な基準を定めたもの

## ➤ 拘束時間

始業時刻から終業時刻までの時間  
(労働時間と仮眠を含む休憩時間の合計時間)

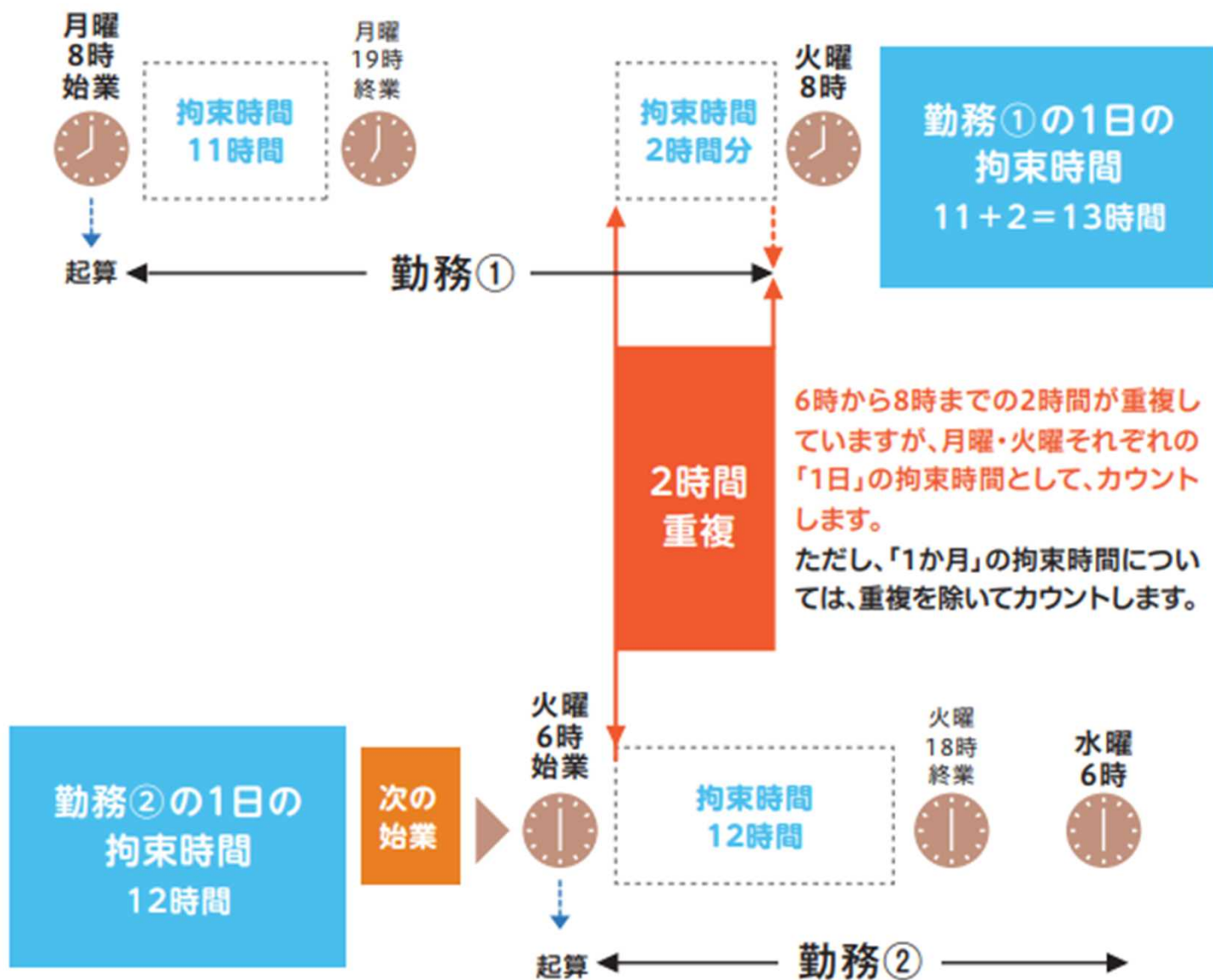
## ➤ 休息期間

勤務と次の勤務の間の時間  
(睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間)

項目	内容
1年 1か月の 拘束時間	1年 <b>3300時間</b> 以内 1か月 <b>284時間</b> 以内 ※労使協定により3400時間まで延長可
1日の 拘束時間	<b>13時間</b> 以内 ※ <b>上限15時間</b> 14時間超は週2回までが目安
1日の 休息時間	継続 <b>11時間</b> 以上与えることを努め <b>9時間</b> を下回らない
運転時間	2日平均 <b>1日 9時間</b> 以内 2週平均 <b>1週 44時間</b> 以内
連続運転 時間	<b>4時間</b> 以内 ※やむを得ず超える場合は <b>4時間30分</b> まで延長可能 原則として休憩を与える ※ <b>1回 おおむね連続10分</b> 以上 <b>合計30分</b> 以上

## ➤ 1日の拘束時間の考え方

始業時刻から起算した24時間の中に、拘束時間が何時間あるか



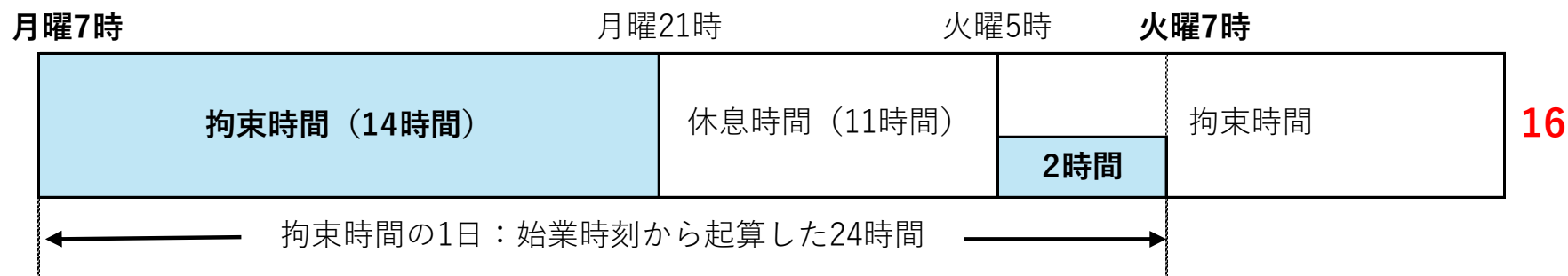
## ➤ 拘束時間

原則：13時間以内 最大15時間以内 \* 14時間超は1週間に2回以内

## ➤ 休息期間

原則：勤務終了後、継続11時間を与えることを努める、9時間を下回らない

●月曜7時に始業し、月曜21時に終業。次の勤務が火曜5時に始業の場合



拘束時間16時間 → 改善基準告示違反です！

●月曜7時に始業し、月曜21時に終業。次の勤務が火曜5時に始業の場合



拘束時間14時間 → 違反ではありません！

## ➤ 1日の拘束時間14時間超は週2回までが目安

### ●改善基準告示を満たす例



1週間のうち  
1日の拘束時間が14時間を超えている回数は2回  
改善基準を満たす

### ●改善基準告示を満たさない例



1週間のうち  
1日の拘束時間が14時間を超えている回数は3回  
改善基準告示違反となる

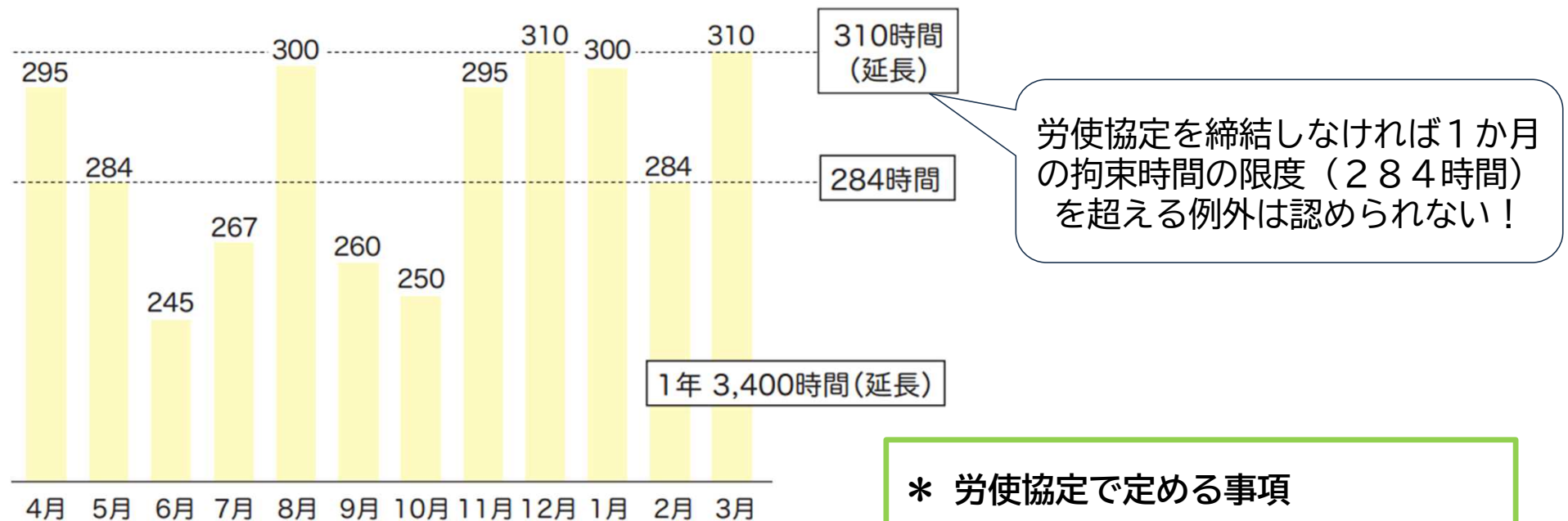


## ➤ 1か月の拘束時間

原則：284時間まで

例外：労使協定があるときは、1年間の拘束時間が3,400時間を超えない範囲内で1年のうち6か月までは1か月310時間まで延長することができる

## ➤ 拘束時間を延長する労使協定がある場合



\* 284時間を超える月は、1年のうち6か月まで

## ➤ 原則

勤務終了後、**連続9時間以上**の休息時間が必要

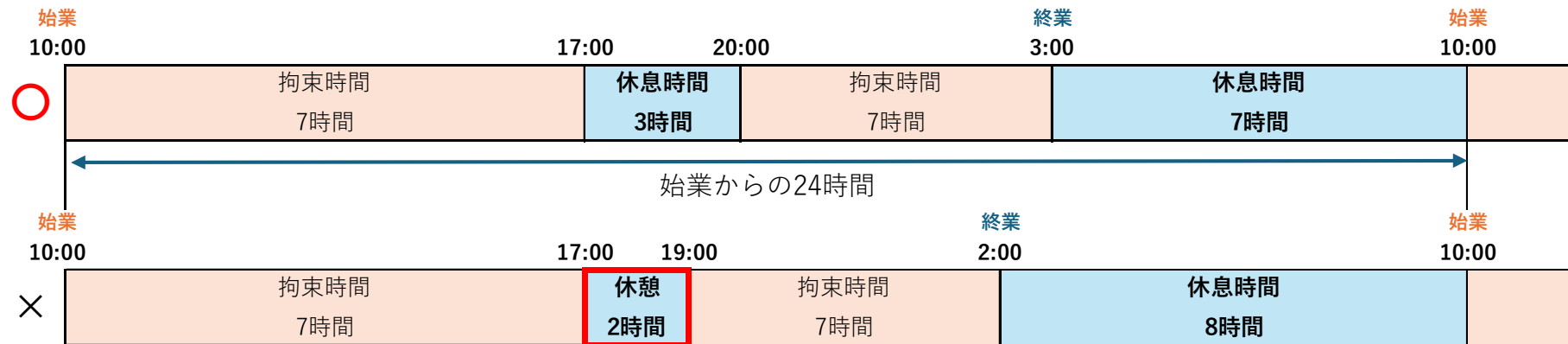
## ➤ 特例

要件①（分割休息の回数）：一定期間（原則2週間から4週間程度）の全勤務回数の2分の1が限度

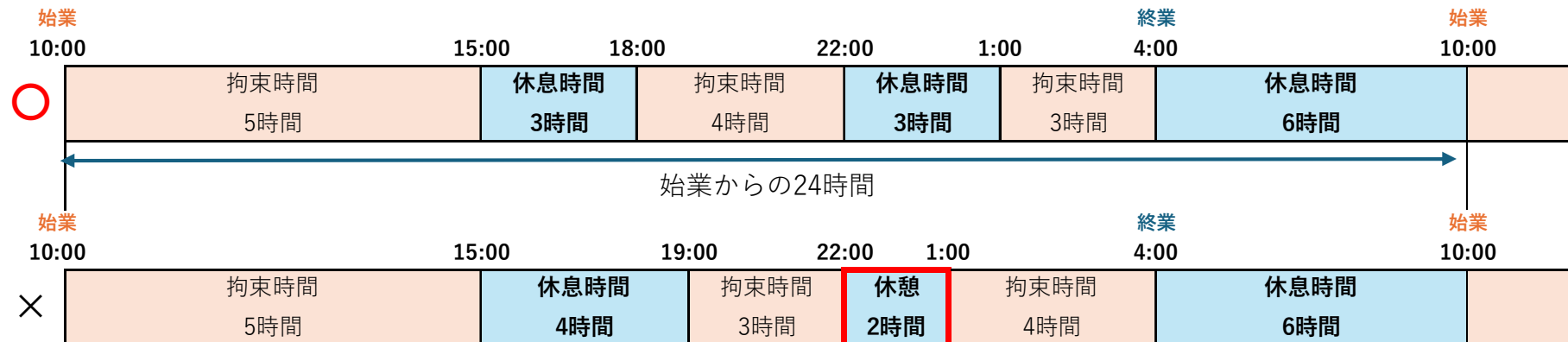
要件②（休息期間の長さ）：1回あたり **連続3時間以上**

**2分割の場合：合計10時間以上、3分割の場合：合計12時間以上**

### ■2分割の場合



### ■3分割の場合

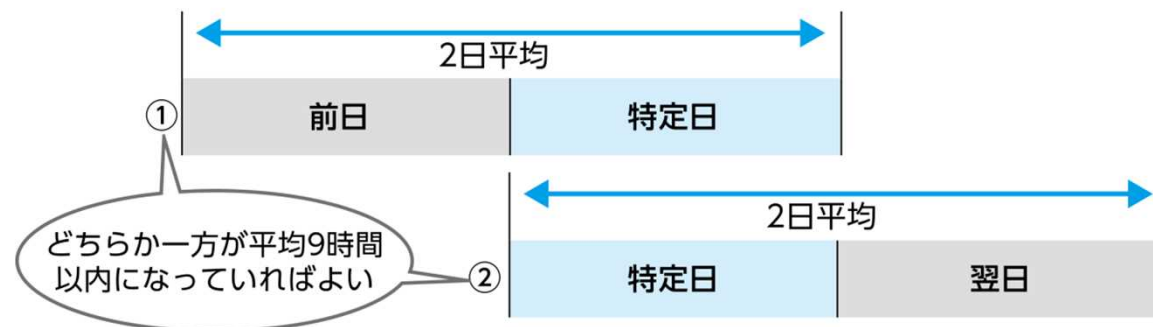


## ➤ 1日あたりの運転時間

2日（始業時刻から48時間）

平均で9時間が限度

❖ 2日平均9時間の考え方 ❖

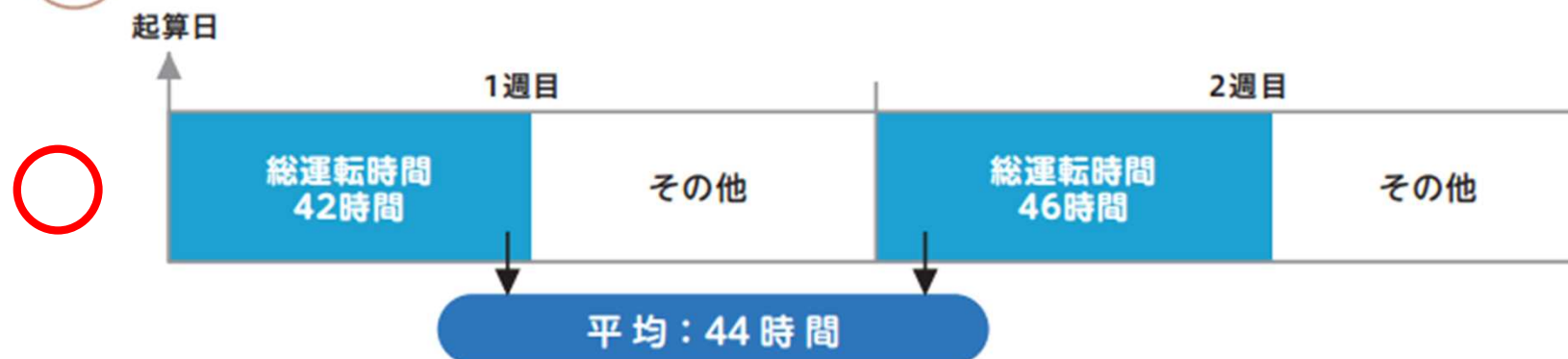


## ➤ 1週間の運転時間

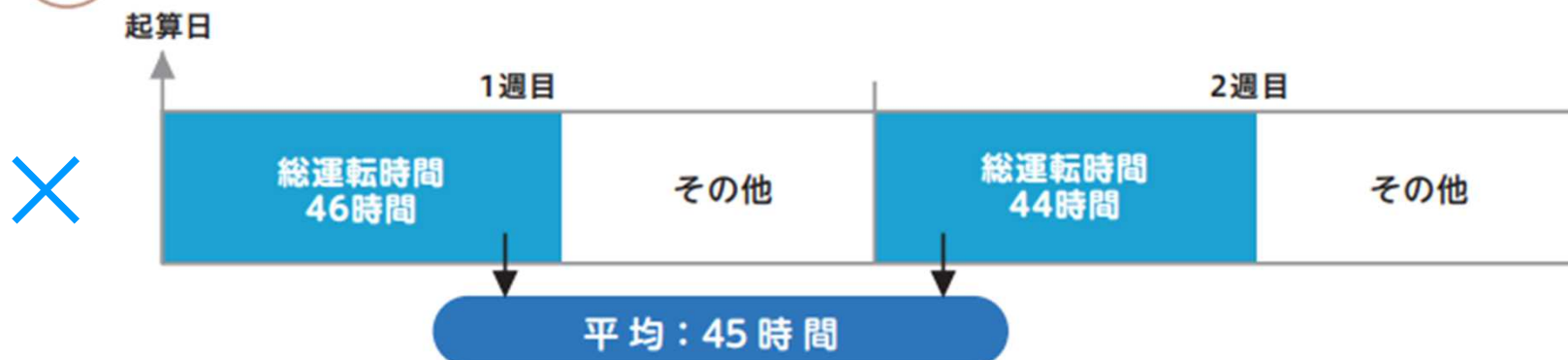
2週間ごとの平均で44時間が限度

\*特定の日を起算日として2週間ごとに区切り、その2週間ごとに計算

例1 1週目の総運転時間が42時間、2週目の総運転時間が46時間。



例2 1週目の総運転時間が46時間、2週目の総運転時間が44時間。



## ➤ 連続運転は4時間が限度

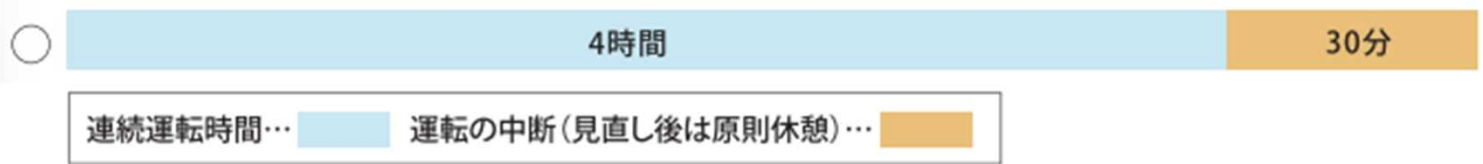
4時間を経過したら運転を中断し、30分以上の休憩時間を確保

\*運転の中断は、原則休憩！

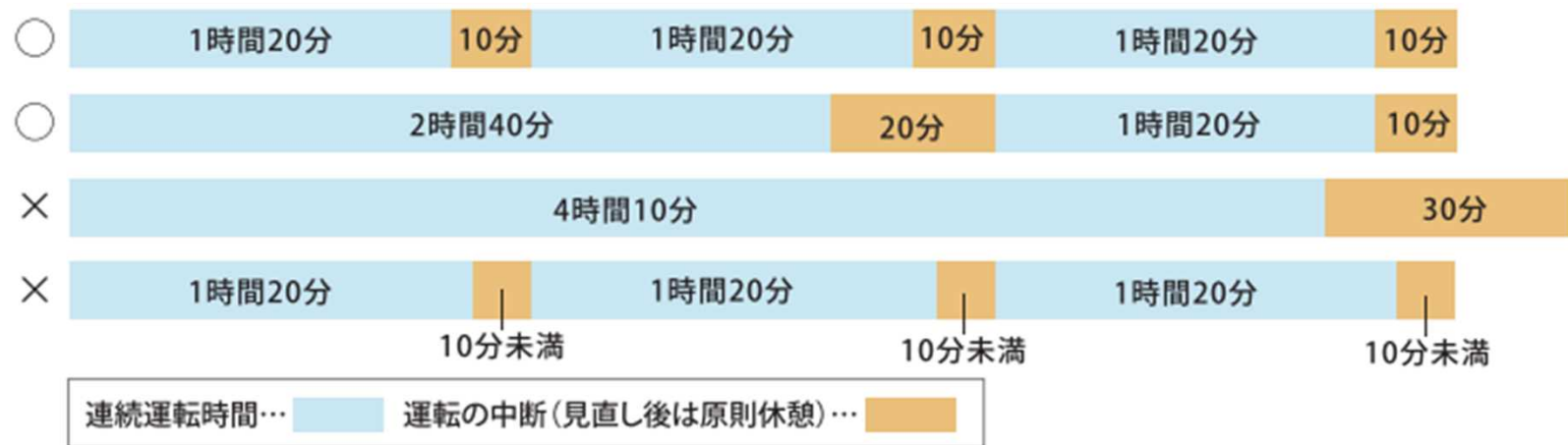
運転の途中に非運転時間を分けて取得することも可能

\*分けて取得する場合、1回あたりおおむね連続10分以上必要

## ➤ 30分以上まとめて非運転時間を確保する例



## ➤ 非運転時間を分割して取得する例



## ➤ 就業規則とは

- ・ 会社や従業員が守るべきルールを定めたもの
- ・ **常時10人以上**の労働者（従業員）を使用する場合に作成が必要（パートや契約社員も含む）
- ・ 10人以上の判断は企業単位ではなく**事業場単位**

\* 10人未満でも労使トラブル防止の観点から作成することが望ましい

## ➤ 作成だけではなく、届出も必要！

- ・ 所轄の労働基準監督署へ届出  
(内容を変更した際も同様)

\* 本社機能を有する事業場と各事業場の内容が同一である場合、本社を管轄する労働基準監督署へ一括届出することも可能。

The screenshot shows the 'Start-up Labor Conditions' page on the Ministry of Health, Labour and Welfare website. The page title is '事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト' (Labor Management and Occupational Safety and Health Management Diagnosis Site for Business Operators). The main heading is 'スタートアップ労働条件' (Start-up Labor Conditions). Below the heading, there are three cartoon characters representing business operators. The page features a 'WEB診断' (WEB Diagnosis) button and a navigation menu with three items: '診断スタート!' (Diagnosis Start!), '36協定届・1年単位の变形労働時間制に関する書面作成支援ツール' (36 Agreement Filing and Written Support Tool for 1-year Unit Flexible Working Hours), and '就業規則作成支援ツール' (Job Rules Creation Support Tool), which is highlighted with a red box. At the bottom, there are links for '本サイトについて・WEB診断の流れ' (About this site and the flow of WEB diagnosis) and '36(サブプロク)協定に関する法改正について' (About the legal amendment regarding 36 (Sub-procedure) Agreements).

厚生労働省ホームページ内の  
作成支援ツールを用いて作成が可能

## ➤ 36協定とは

- ・労働基準法第36条に基づく労使協定
- ・法定労働時間を超える時間外労働及び休日労働を命じる場合、書面による協定の締結が必要
- ・事業場単位で作成（協定の締結）が必要

## ➤ 作成だけではなく、届出も必要！

- ・所轄の労働基準監督署へ届出  
（内容を変更した際も同様）

## ➤ 一度提出して終わりではない！

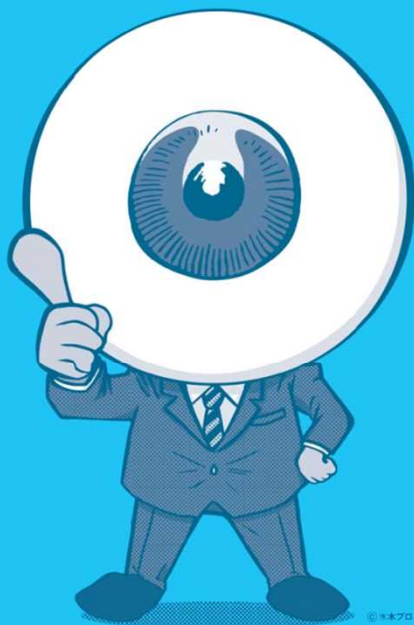
- ・協定は労働基準監督署に届出した時点から有効  
（有効期間の開始までに協定を締結し届出）
- ・有効期限の過ぎた協定は無効  
有効期間1年の場合、毎年届出（更新）が必要



厚生労働省ホームページ内の  
作成支援ツールを用いて作成が可能

社長!

労働保険があればこそ、  
みんな安心して働けるんじゃ。



法人・個人を問わず事業主の方は、

正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、  
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、  
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、  
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。  
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から選んで保険料を徴収するほか、  
労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 公共職業安定所 (一社) 全国労働保険事務組合連合会 全国社会保険労務士会連合会



知らなかったでは、すまされない。

労働  
保険

労災保険

雇用保険

➤ 労働保険とは  
労災保険と雇用保険のこと

➤ 労災保険  
労働者が業務災害や通勤災害に遭った場合に  
保険給付を行う制度  
\* 労働者を雇用する場合は必ず加入  
(保険料は会社が全額負担)

➤ 雇用保険  
労働者の生活及び雇用の安定と  
就職の促進のために設けられた制度  
\* 1週間の所定労働時間が20時間以上、  
31日以上雇用見込みがある労働者を  
雇用する場合は必ず加入  
(保険料は会社と労働者が一定の割合で負担)



事業主の皆様へ

## 厚生年金保険・健康保険制度のご案内

厚生年金保険・健康保険の加入は、  
従業員のみなさまの生活を支えます。



加入の手続き、ご相談はお近くの年金事務所へ

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構は、公的年金の運営業務を担います。



➤ **社会保険とは**  
**健康保険**と**厚生年金保険**のこと

➤ **運送業は 強制適用事業所**  
事業主や従業員の意思に関係なく、  
健康保険及び厚生年金保険への**加入義務あり**

\*パート・アルバイト従業員も、1週間の  
所定労働時間と1か月の所定労働日数について、  
どちらも正社員の概ね4分の3以上ある者は  
強制加入の対象

Q

1年間の時間外労働時間の上限は960時間と定められていますが、1か月の上限時間がありますか。

1年間の上限は定められていますが、1か月の上限は定められておりません。  
目安としては年960時間÷12か月＝80時間となります。

Q

連続運転の運転の中断とは、荷積み・荷下ろし、荷待ち等を含みますか。

原則、運転の中断は休憩を示すものです。  
ただし、短期的に見直しが難しい等特段の事情がある場合は、荷積み・荷下ろし、荷待ち等を運転の中断としても改善基準告示違反となるものではありません。

Q

休息期間を連続で9時間与えるとき、始業から24時間以内に9時間を与えなくてはなりませんか。

休息期間について、始業時刻から起算して24時間以内に終了するよう与える必要はありません。

Q

ある運転者が出勤してから点呼を受けるまで運転以外の業務に従事しています。この場合、出勤から点呼までの時間は拘束時間に含まれますか。

出勤から点呼までの労働時間は拘束時間に含まれます。  
拘束時間とは出勤してから退勤するまでの時間を示します。

Q

分割休息に回数上限はありますか。

一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1を限度に分割休息は取得可能です。  
また、3分割が上限となります。

Q

改善基準告示にある1年・1か月・1週間の起算日はいつになりますか。

事業場（営業所）の就業規則や労使協定等で定めた期間の初日が、1年・1か月・1週間の起算日となります。

Q

65歳以上の方を新たに雇用することになりました。初任診断と適齢診断どちらを受けるべきですか。

初任診断ではなく、適齢診断を受診してください。

Q

営業所と車庫が離れているため電話点呼をしたいと思いますが可能でしょうか。

営業所と車庫が離れているという理由で電話点呼を実施することはできません。  
また、運行管理者が点呼時間帯に不在という理由でも電話点呼を実施することはできません。

Q

年に数回ですが、社長や運行管理者が業務用自動車（緑ナンバー）を運転します。運転者台帳の作成は必要でしょうか。

業務用自動車に乗務する場合は必ず運転者台帳が必要になります。  
また、教育指導や適性診断を受ける必要があります。

Q

アルコール検査の結果（具体的な数値）は保管しなくてはならないでしょうか。

保管する必要はございません。  
検知器を使用し、アルコールを検知しなかったことを記録に残すだけ問題ありません。

Q

運転者に年間12項目の教育（1366号）を実施しているが、なかなか一度に全運転者を集めることができません。どのように対応すればよいでしょうか。

必ずしも全運転者が集まって指導を実施する必要はありません。出席できない運転者に対しては後日指導を行い、その記録を必ず残してください。

Q

同一の運転者が車両を乗り換えて運行をします。点呼は必要でしょうか。

その乗り換えの時間が拘束時間に含まれる場合は、1台目の終了点呼、2台目の開始点呼は必要ありません。ただし、日常点検の報告は必要なので間違いのないようお願いします。